

農林業センサスにご協力ください

農林水産省では、2月1日を期日に全国で「2025年農林業センサス」を実施します。

農林業センサスは、日本の農林業や農山村の現状と変化を把握するために5年ごとに実施される調査です。今後の農林業施策の基礎資料となる統計を作成・提供することを目的としています。

1月下旬から、調査員が農林業経営体に該当するか聞き取り、対象の方には調査票を配布しますので、ご回答をお願いします。

調査員は愛知県知事から任命を受けた者であり、身分を証明する顔写真付き「調査員証」を携帯しています。調査員や調査関係者は調査結果を他にもらしたり、目的外に使用したりすることが禁じられています。

ご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 企画課企画・広報グループ
☎ 28・0913



空家にしない、空家を放置しない対策

空家は、所有者だけの問題ではなく、近隣住民にも大きな影響を与えます。そのうちどうにかしようと考えて放置していると、家屋の状態がどんどん悪くなっていつてしまします。たとえ今空家を所有していなくても、親族の死亡や施設への入所などで空家の管理者・所有者になるかもしれません。空家問題を知り、早めの対策を心がけましょう。

▼空家の発生原因を知る

空家の発生原因の半分以上が相続によるものです。元の所有者の考えや思いが伝わらないまま相続され、空家になった家をどうすればいいか方針が決まらず、遺産分割や相続登記、家財の片付けや遺品の整理などの問題が山積みとなって、「住む」「売る」「貸す」「使う」「解体する」などの選択肢を実行できない事例が多くあります。関係者で事前によく話し合っておくことが大切です。

▼空家のデメリットを知る

家屋は、適切な管理がされないと劣化が早く進みます。放置された空家は、外壁材や屋根材の落下、悪臭、草木の繁茂、害獣の出入りや害虫の繁殖、ごみの不法投棄などにより、近隣住民の生活に迷惑をかけてしまいます。

また、外壁材の落下や火災などによって通行人や近隣の家屋に損害を与えてしまうと、損害賠償責任を問われる可能性があります。

る可能性があります。

▼空家について相談する・選択肢を知る

町では、愛知県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会愛知県本部と空家等対策に関する協定を結んでいます。空家を所有しているまたは相続する予定があるが、どうしたらいいのか、どこに相談したらいいのかわからないなどの悩みがありましたら、まずはこれらの専門家や事業者にご相談してみよう。

▼相談先

空き家総合相談窓口（公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会）

☎ 052・522・2567

空き家相談窓口（公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部）

☎ 052・243・9339

1年以上使用されていない木造空家を解体する場合は、町の補助金を受けられる場合があります（上限20万円）。申請枠に限りがありますので、早めにご相談ください。

▼問合せ まちづくり推進課まちづくり推進グループ

☎ 28・0944



ブロック塀の点検をしましょう

ブロック塀等は、地震発生時に倒壊して、人命を奪う可能性があります。次の項目により自己点検をお願いします。

- ・高さが2mを超える（厚さ15cm以上であれば、2.2m）
- ・厚さが10cm未満である
- ・傾きがある
- ・透かしブロックが連続で配置してある
- ・ぐらつきがある
- ・亀裂や目地割れがある
- ・鉄筋が入っていない
- ・コンクリート基礎がない
- ・控え壁が無く高さが1.2mを超えている場合

一つでも当てはまるものがあれば、安全対策が必要と考えられます。まずは、建築士やブロック塀診断士等の専門家へご相談ください。

町では、道路や公共施設に面したブロック塀等を撤去する場合の補助制度（上限10万円）を用意しています。詳しくはまちづくり推進課までお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

▼問合せ まちづくり推進課まちづくり推進グループ

☎ 28・0944